

佐伯市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成 27 年 3 月

佐伯市通学路安全対策会議

1.プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「佐伯市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2.通学路安全対策会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「佐伯市通学路安全対策会議」を設置する。

- ・ 佐伯市教育委員会
- ・ 佐伯市建設部建設課
- ・ 佐伯警察署
- ・ 国土交通省佐伯河川国道事務所
- ・ 大分県佐伯土木事務所

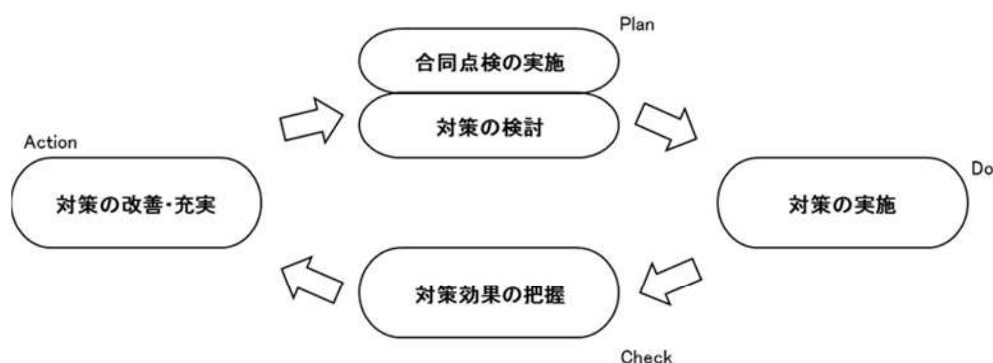
3.取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、毎年度各小学校を通じて対策が必要な危険箇所を佐伯市教育委員会が確認し、「佐伯市通学路安全対策会議」に報告し、改善要望に対する対策案を検討、実施する。また、必要に応じて合同点検を実施する。さらに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして、繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



（２） 合同点検の実施

○合同点検の実施

- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、「佐伯市通学路安全対策進会議」において、合同点検が必要な箇所を選定し、必要に応じて合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・学校関係者、佐伯市教育委員会、道路管理者、警察が参加する合同点検を行います。必要に応じて地区住民に参加を要請します。

（３） 対策の検討

- ・対策必要箇所について、箇所ごとにハード対策やソフト対策など 対策必要箇所に応じて具体的な実施メニュー（対策案）を検討します。

（４） 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（５） 対策効果の把握

○効果の把握

- ・対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の効果について、各学校より報告をもらいます。

（６） 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4.対策一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表・対策箇所図」を作成し、佐伯市教育委員会のHPにて公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図